

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する修正案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第九条の十三第一項の改正規定中「十歳」を「十二歳」に改める。